

常総市立水海道西中学校 いじめ防止基本方針

【H29.3 一部改訂】

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いなど、見えないところで被害が発生する場合があります。また、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があります。これを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじめ」の中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。教育的な配慮や被害者の意向等への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(2) いじめについての基本的な理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性）、「観衆」（はやし立てたり面白がったりする存在）、「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えている存在）にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体における国民的な課題である。

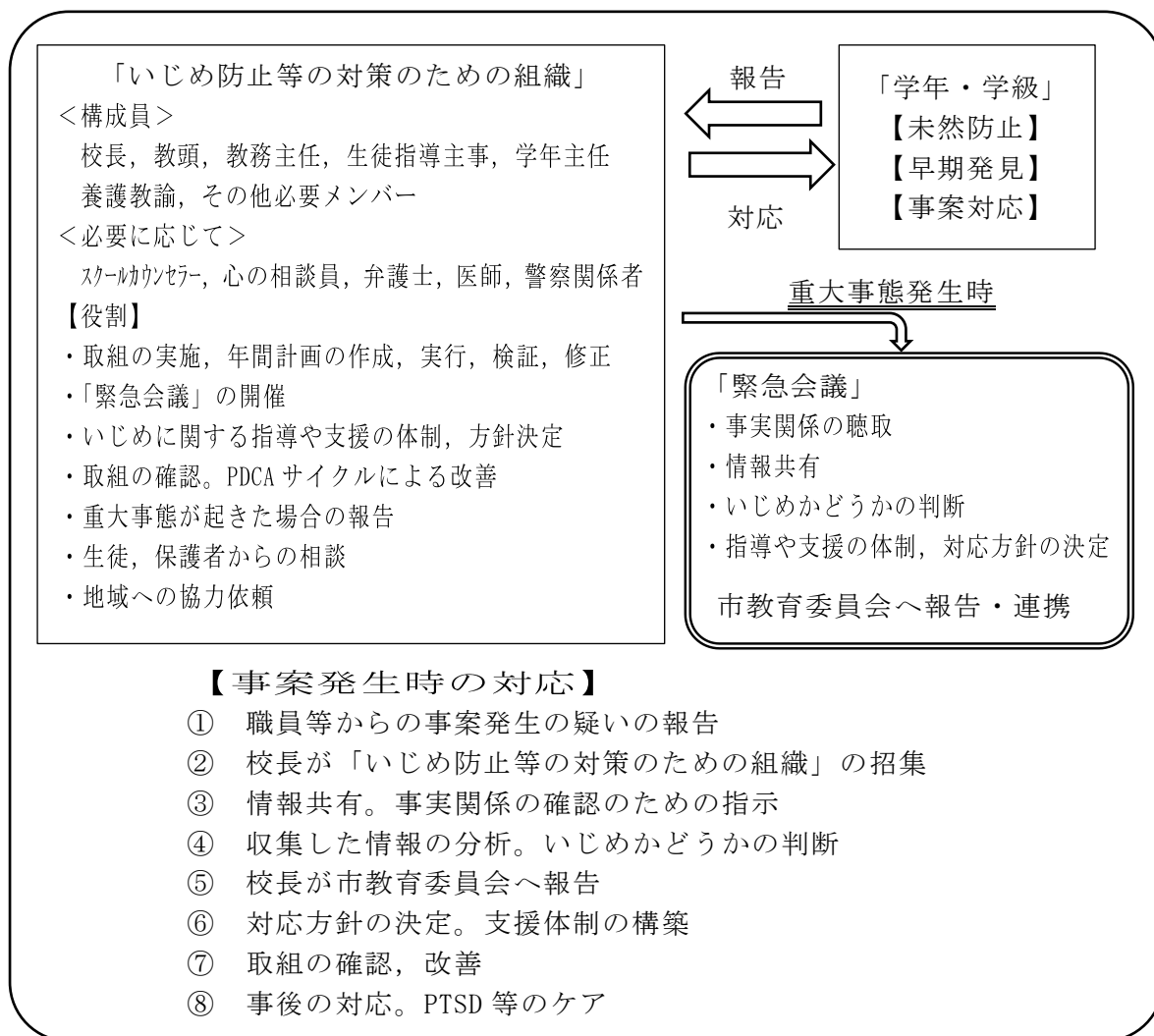
2 いじめの未然防止及び早期発見に関する対策について

(1) 学校いじめ防止の基本方針の策定

- ・学校で「学校いじめ防止基本方針」を定める。
- ・教職員が一人でいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応を行う。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、生徒に安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を行う。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付け、加害者への支援を行う。

(2) 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

校長を中心に、全職員が一致協力体制を確立することが重要である。いじめ防止等に関する対応を効果的に行うために、「いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる。また、指導記録を保存し、引き継ぎや情報提供ができる体制をとる。



(3) 具体的な対策

【未然防止】

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

ア) 共通理解

平素から教職員全員の共通理解を図り、日常的にいじめの問題に触れて「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成していく。「学校いじめ対策組織」の存在及び活動が生徒に容易に認識される取組を行う。

イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの

推進により、児童生徒の社会性を育む。他人の気持ちを共感的に理解できる心豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

授業についていけないなど過度のストレスとならないよう、わかりやすい授業づくりを進める。一人一人が活躍できる集団づくりをし、ストレスに対応できる力を育む。発達障害、東日本大震災、原子力発電所事故等、学校として特に配慮が必要な生徒については、適切な支援を行っていく。

エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

すべての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱き、生徒自身が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会を提供する。

オ) 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【早期発見】

いじめは、遊びやふざけ合いを装って行われることもあるため、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、アンテナを高く保つ。なお、「暴力を伴わないいじめ」の発見や早期対応は一層難しい点に注意する。

○早期発見のための措置

- ・定期的なアンケート調査，教育相談の実施
- ・保護者用のいじめチェックシート
- ・保健室や相談室の利用
- ・電話相談窓口の周知

3 いじめの対応について

【事案対応】

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒を指導する。

- ① ささいな兆候や訴えにも、真摯に傾聴する。早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。いじめを知らせてきた生徒の安全も確保する。
- ③ 「いじめ防止等の対策のための組織」に報告し、教職員が一人で抱え込むことがないように情報を共有する。情報共有は、『いつ、どこで、誰が、何を、どうしたか』を明確にしておく。
- ④ 組織が中心となって、関係生徒から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無を確認する。
- ⑤ 校長が、事実関係の有無を市教育委員会に報告する。関係教員が、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑥ 組織がいじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制・対応方針を決定し、組織的な対応を行う。

※ 必要な教育上の指導をしているにもかかわらず、加害が繰り返される場合、周囲

に大きな影響を与える場合は、被害生徒・その他の生徒が杏視して教育を受けるために、

- ・ 常総警察署と相談して対応する。
- ・ 市教育委員会が、当該生徒の出席停止を命ずる。
- ・ 被害生徒又はその保護者が希望する場合は、教育委員会が転校等の弾力的な対応を検討する。

<いじめられた生徒又はその保護者への支援>

- ・ 被害生徒の自尊感情を傷つけないように、個人情報の取扱い、プライバシーに十分留意して、事実関係の聴取を行う。
- ・ 保護者に事実関係を伝える。合わせて、被害生徒とその保護者に対して、徹底して守り通すこと、秘密は守ることを伝える。
- ・ 被害生徒の安全を確保し、信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人）と連携して寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の後遺症のケアを行う。

<いじめた生徒への指導又はその保護者への助言>

- ・ 加害生徒からも、事実関係の聴取を行う。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。
- ・ 保護者に連絡し、協力を求める。保護者に対して助言を行う。
- ・ 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な成長の支援を行う。
- ・ 懲戒を与える際は、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

<いじめが起きた集団への働きかけ>

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ 「誰かに知らせる勇気」を持つよう伝える。
- ・ はやし立て、面白がって見ている「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなど、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせる。

<インターネット上のいじめへの対応>

- ・ プロバイダに連絡するなどして、直ちに削除の措置をとる。
- ・ 必要に応じ法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・ 重大な被害が生じるおそれがあるときは、常総警察署に通報する。
- ・ 早期発見の観点から、市教育委員会と連携して、学校ネットパトロールを実施する。
- ・ 未然防止として、情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させる。

【重大事態への対処】

「いじめの重大事態」

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき

- (ア) 児童生徒が自殺を企画した場合
 - (イ) 身体に重大な障害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾病を発症した場合
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ① 重大事態と思われる案件が発生したときは、直ちに市教育委員会に報告する。
 - ② 市教育委員会が主体となって調査を行う。
 - ③ 学校で「いじめの防止等の対策のための組織」に第三者を加えた「調査委員会」を設ける。
 - ④ 被害生徒及び保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。
 - ⑤ 市長が必要であると判断したときは、再調査を行う。

4 いじめの解消について

【いじめが「解消している」状態】

いじめが解消しているとは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。また、「解消している」状態に至っても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
心理的又は物理的な影響を与える行為(SNSを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3カ月以上継続している。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒及びその保護者に対し、面談等により確認する。

5 その他の留意事項

○校内研修の充実

年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。「いじめ防止等の対策のための組織」が中心となって、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

○校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的態勢を整える。

○学校評価と教員評価

いじめの有無のみを評価するのではなく、いじめの実態や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、学校評価を行う。さらに、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

- ・いじめがおきにくい、いじめを許さない環境づくりに関する取組
- ・早期発見、事案対処のマニュアルの実行
- ・定期的、必要に応じたアンケート
- ・個人面談、保護者面談の実施
- ・校内研修の実施